

資料 5

諮問事項

瀬戸内海における総量削減計画について

3 環 保 第 号
令 和 年 月 日

福岡県環境審議会会長 殿

福 岡 県 知 事
(環境部環境保全課)

瀬戸内海における総量削減計画について（諮問）

このことについて、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第21条第1項の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

1 諮問事項

瀬戸内海における総量削減計画

2 諮問理由

水質汚濁防止法第4条の3第1項の規定に基づき策定する標記計画については、公共用水域の水質汚濁防止に関する重要事項であることから、貴審議会の意見を求めるもの。

第1 水質総量削減制度について

1 水質総量削減制度の仕組み

水質総量削減制度は、水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき、人口及び産業の集中等により、生活又は事業活動に伴い排出された水が大量に流入する広域的な閉鎖性海域であり、排水基準（濃度基準）のみによっては環境基準の確保が困難である水域の水質改善を図るため、工場・事業場のみならず、生活排水等も含めたすべての汚濁発生源からの汚濁負荷量について、総合的・計画的に削減を進めることを目的とした制度である。

本制度において、環境大臣は指定水域ごとに総量削減基本方針を定め、目標年度並びに発生源別及び都府県別の化学的酸素要求量（COD）、窒素含有量及びりん含有量の削減目標量を示すこととされている。

関係都府県知事は、基本方針に基づき、削減目標量を達成するための総量削減計画を定めることとされている。

2 指定地域の概況

水質総量削減の対象となる指定水域及び指定地域（指定水域の水質の汚濁に関係のある地域）は、政令で定められており、現在、指定水域は東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海の3海域、指定地域は20都府県の集水域となっている。

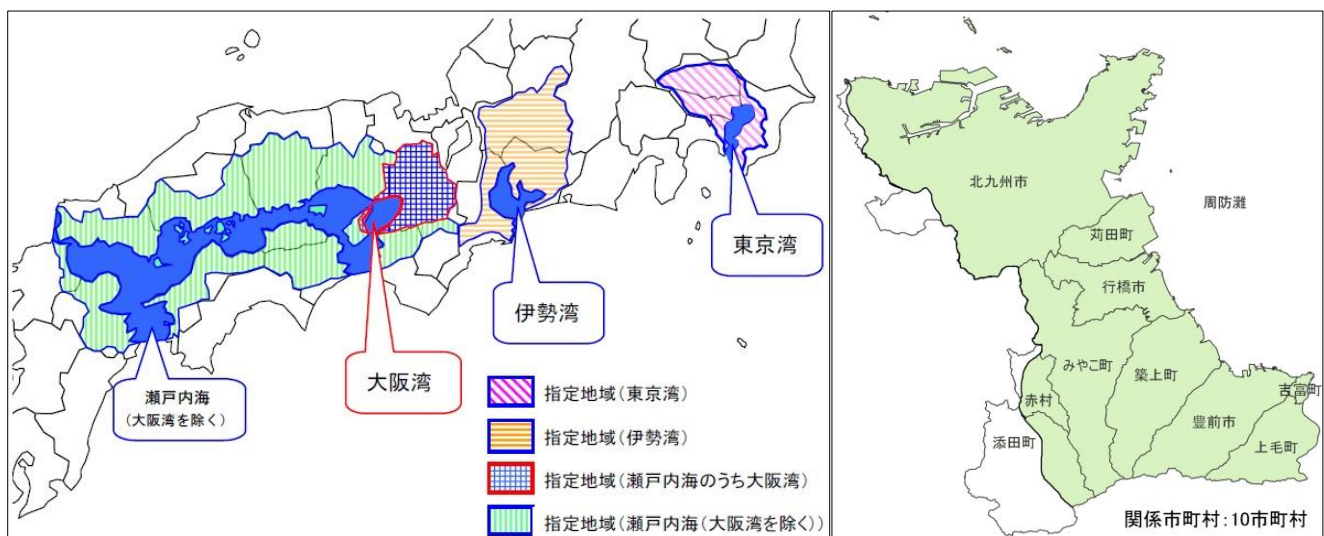


図1 対象海域と対象地域

図2 福岡県の対象地域

3 制度の沿革

昭和53年に「水質汚濁防止法」及び「瀬戸内海環境保全特別措置法」の改正により導入され、これまで5年ごとに8次、40年にわたり実施している。

第1次（昭和54年）から第4次までの水質総量削減は化学的酸素要求量（COD）を指定項目として、また、第5次からは窒素及びりんを指定項目に加え、環境省は水域毎に定めた総量削減基本方針を、関係都府県は総量削減計画を策定し、削減目標の達成のための総量規制基準の適用、下水道等の生活排水処理施設の整備等の施策を実施してきた。

第2 総量削減基本方針（環境省）について

1 位置付け

水質汚濁防止法第4条の2に基づく「総量削減基本方針」は、水質総量削減制度の根幹を成すものであり、汚濁発生源を生活排水、産業排水及びその他（土地、畜産、農業等）に分けた上で、汚濁負荷量の総量の削減の目標及び目標年度その他汚濁負荷量の総量の削減に関する基本的な事項を定めるものである。

基本方針に基づき、各都府県は「総量削減計画」を策定する。

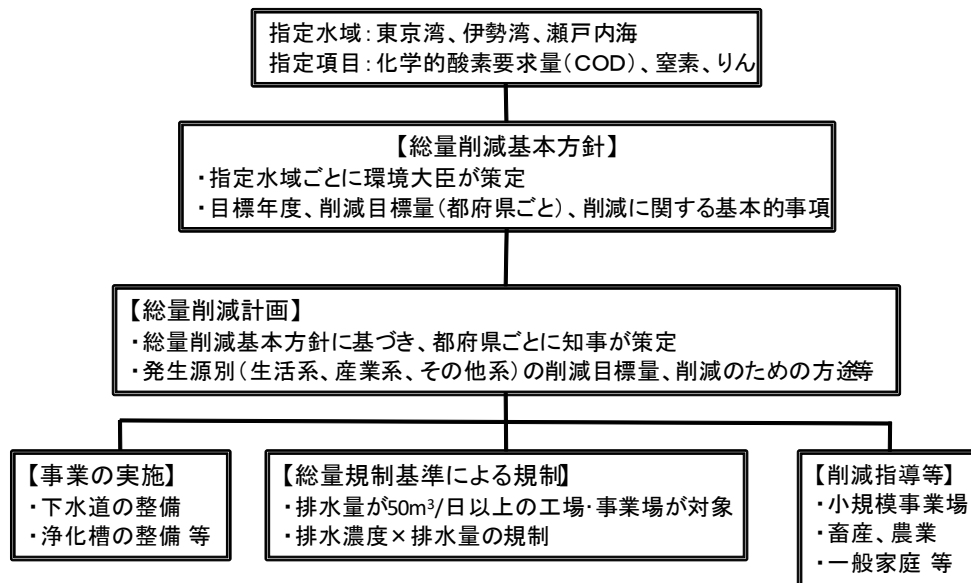


図3 総量削減制度の仕組み

2 これまでの経緯

現行の第8次総量削減基本方針は、平成28年9月に策定され、令和元年度を目標年度として、大阪湾を除く瀬戸内海については、他の指定水域に比較して良好な状態であり、現在の水質が悪化しないように必要な対策を講じることが妥当であり、生活排水対策を進めるとともに、各種施策を継続することとされた。

本県においては、平成29年6月に第8次総量削減計画を策定し各種施策を実施してきた。

第8次水質総量削減の目標年度が令和元年度であったことから、環境省は令和2年2月に中央環境審議会に対して「第9次水質総量削減の在り方について」諮問を行った。その後、中央環境審議会水環境部会総量削減専門委員会において審議が行われ、同委員会報告の内容をもって、令和3年3月に中央環境審議会から答申がなされた。

この中で、瀬戸内海（大阪湾を除く）については、次のとおりとされた。

○ 水環境改善の必要性

他の指定水域に比較して良好な状態であり、現在の水質が悪化しないように必要な対策を講じることが妥当であると考えられる。

○ 対策の在り方

引き続きこれまでの取り組みを維持することが妥当である。

また、瀬戸内海全域では、「瀬戸内海における今後の環境保全の方策の在り方について（令和2年3月中央審議会答申）」を踏まえ、生物多様性・生物生産性の確保の

重要性に鑑み、地域における海域利用の実情を踏まえ、必要に応じ、順応的かつ機動的な栄養塩類の管理等、特定の海域ごとのきめ細やかな水質管理を行うことが妥当である。

答申を受け、国は第9次水質総量削減に係る「総量削減基本方針」を近日中に策定予定。

3 基本方針（案）の概要

(1) 水 域

東京湾、伊勢湾、瀬戸内海

(2) 目標年度

令和6年度

(3) 削減目標量

	瀬戸内海（全体）		福岡県	
	令和6年度 目標量	令和元年度 実績量	令和6年度 目標量	令和元年度 実績量
COD	372	374	11	10
窒素含有量	389	380	14	14
りん含有量	24.6	24.3	0.6	0.5

(4) 削減の方途（瀬戸内海）

大阪湾を除く瀬戸内海においては現在の水質から悪化を防ぐことを目途として、次の施策を推進することにより、削減目標量の達成を図る。

- ア 下水道・浄化槽等の整備
- イ 総量規制基準の設定
- ウ 小規模事業場等対策
- エ 農業での対策、養殖での対策等
- オ 特定の海域ごと、季節ごとの水質管理

(5) その他関連する施策

- ア 藻場・干潟の保全、再生
- イ 底質の改善等

第3 総量削減計画（福岡県）（案）の概要

1 位置付け

水質汚濁防止法第4条の3に基づく「総量削減計画」は、関係都府県が、総量削減基本方針で都府県別に定められた汚濁負荷量の削減目標量を達成するために、講じる施策について定めるものである。

総量削減基本方針が指定地域の全体的な方針であるのに対して、総量削減計画は総量を削減するための具体的な計画である。

2 目標年度

令和6年度

3 発生源別の削減目標量

	COD (ト/日)		窒素 (ト/日)		りん (ト/日)	
	令和6年度 目標量	令和元年度 実績量	令和6年度 目標量	令和元年度 実績量	令和6年度 目標量	令和元年度 実績量
生活系	4	4	4	4	0.3	0.3
産業系	5	4	7	6	0.2	0.1
その他	2	2	3	4	0.1	0.1
計	11	10	14	14	0.6	0.5

4 策定方針

「第9次水質総量削減の在り方について」の中央環境審議会答申において、「大阪湾を除く瀬戸内海については、現在の水質が悪化しないよう各種施策を継続して実施していく」とこととされ、また、総量削減基本方針において、福岡県における削減目標量（令和6年度）は、第8次総量削減における目標年度（令和元年度）の実績負荷量を概ね維持することとされていることから、第8次総量削減計画の施策を継続して行うものとする。

5 削減目標量の達成のための方途

(1) 生活排水対策

- ア 下水道の整備
- イ 浄化槽等の生活排水処理施設の整備及び管理の強化
- ウ その他の生活排水対策

(2) 産業排水対策

- ア 総量規制基準の設定
- イ 総量規制基準が適用されない事業場等に対する対策

(3) その他の発生源に係る対策

- ア 農地からの負荷削減対策
- イ 畜産排水対策
- ウ 養殖漁場の改善

6 その他削減目標量の達成及び水環境の改善に関し必要な事項

- (1) 人工海浜、干潟・藻場の造成・保全
- (2) 水質改善に資する養殖等の取組の推進
- (3) 河川及び海域の環境整備
 - ア 河川及び沿岸部の汚泥の浚渫
 - イ 河川の流量確保
 - ウ 沖合漁場の覆砂
 - エ その他河川、沿岸等の環境の保全に関する事業
- (4) 里海づくりの推進
- (5) 監視体制の整備
- (6) 教育、啓発等
- (7) 調査研究の推進
- (8) 中小企業の助成措置等
- (9) 計画推進のための関係機関との連絡調整

7 現行計画の修正事項

- (1) 総量削減基本方針に基づき、目標年度及び削減目標量を変更するとともに、必要な修正を行う。

8 今後のスケジュール（案）

- (1) 令和4年2月～ 関係各課、関係市町村との意見調整
- (2) 令和4年4月～ 環境審議会（水質部会）における総量削減計画（案）の審議
- (3) 令和4年5月～ 県民意見募集
水質汚濁法4条の3第3項に基づく関係市町村長、環境省大臣との協議
- (4) 令和4年9月 総量削減計画の策定（告示）

参考 総量削減計画（現行）

化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画（福岡県）

この総量削減計画は、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 4 条の 3 等の規定に基づき、化学的酸素要求量については瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）第 5 条第 1 項に規定する区域のうち福岡県の区域について、窒素含有量及びりん含有量については水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号）別表第 2 第 3 号ヲに掲げる区域について、平成 28 年 9 月 30 日付け化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針（瀬戸内海）に定められた削減目標量を達成するため、必要な事項を定めるものである。

1 削減の目標

平成 31 年度を目標年度とする発生源別の削減目標量は次のとおりとする。

(1) 化学的酸素要求量について

表 1 発生源別の削減目標量

	削減目標量（トン／日）	(参考) 平成 26 年度における量（トン／日）
生活排水	4	4
産業排水	6	4
その他	2	2
合計	12	10

(2) 窒素含有量について

表 2 発生源別の削減目標量

	削減目標量（トン／日）	(参考) 平成 26 年度における量（トン／日）
生活排水	4	4
産業排水	10	7
その他	3	3
合計	17	14

(3) りん含有量について

表 3 発生源別の削減目標量

	削減目標量（トン／日）	(参考) 平成 26 年度における量（トン／日）
生活排水	0.3	0.3
産業排水	0.3	0.2

その他	0. 1	0. 1
合 計	0. 7	0. 6

2 削減目標量の達成のための方途

(1) 生活排水対策

削減目標量の達成を図るためには、工場・事業場排水はもとより、生活系発生源の占める割合が大きいことから、市町村と協力して生活排水対策の計画的な推進に努めなければならない。

このため、地域の実情に応じ、下水道、浄化槽、農業集落排水施設、コミュニティプラント等の生活排水処理施設及びし尿処理施設の整備を促進するとともに、生活排水処理の高度化、適正な施設維持管理の徹底等の生活排水対策を一層推進することにより、削減目標量の達成を図る。

ア 下水道の整備

下水道の整備については、社会資本整備重点計画及び福岡県汚水処理構想との整合を図りながら、目標年度までに表4に掲げる処理人口を目標に整備を促進するとともに、水洗化の促進等を図る。

下水道終末処理場については、施設維持管理の徹底等により排水水質の安定及び向上に努めるとともに、高度処理の導入を推進する。

合流式下水道については、合流式下水道の効率的な改善を行うための調査・研究を推進するとともに、雨水滞水池の整備、分流化の整備、雨水浸透施設の設置、遮水管の能力増強、雨水吐の堰高の改良、スクリーンの設置、沈砂池のドライ化等計画的な改善を図る。

表4 下水道整備計画

年度	行政人口 (千人)	処理人口 (千人)
31	1, 046	918

※処理人口は、実処理人口を示す。

イ 浄化槽等の生活排水処理施設の整備

浄化槽、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、コミュニティプラントについては、福岡県汚水処理構想との整合を図りつつ、目標年度までに表5に掲げる処理人口を目標としてその整備を促進するとともに、水洗化・生活排水処理の促進を図る。

浄化槽については、浄化槽設置整備事業の活用等により、浄化槽整備の促進及び管理の強化を図るとともに、既設の単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換の促進を図る。

農業集落排水施設については、農業振興地域において、その整備、促進を図る。

漁業集落排水施設については、漁港背後の漁業集落において、その整備、促進を図る。

コミュニティプラントについては、市町村の一般廃棄物処理計画に基づき、その整備、促進を図る。

なお、浄化槽については、建築基準法（昭和25年法律第201号）、浄化槽法（昭和58年法律第43号）、福岡県浄化槽法施行細則（昭和60年福岡県規則第51号）、福岡県浄化槽事務取扱要領（昭和60年10月14日60整第601号衛生部長通知）、北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則（平成6年規則第13号）等に基づき、適正な設置

並びに定期検査及び保守点検・清掃の徹底を図ることにより、排水水質の安定及び向上に努める。

し尿処理施設については、市町村の一般廃棄物処理計画に基づき、処理施設の維持管理の徹底及び改善等により、排水水質の安定及び向上に努める。

表5 処理形態別汚水処理人口

年度	処理形態	処理人口（千人）
31	浄化槽	66
	農業集落排水施設	14
	漁業集落排水施設	0*
	コミュニティプラント	0

※処理人口は、実処理人口を示す。

* 漁業集落排水施設の処理人口は、500人未満。

ウ その他の生活排水対策

一般家庭からの生活排水による汚濁負荷量を削減するため、関係市町村と協力し、生活排水対策についての啓発、普及を推進する。

また、特に対策が必要な地域を生活排水対策重点地域に指定し、生活排水対策に計画的、総合的に取り組む。

(2) 産業排水対策

産業排水については、総量規制基準の設定及びこれに基づく事業場立入検査の実施等により、事業場の総量削減を推進し、削減目標量の達成を図る。

ア 総量規制基準の設定

指定地域内事業場については、排水水質の実態、排水処理技術水準の動向、汚濁負荷量削減のために採られた措置等を勘案し、公平性の確保に努めながら適切な総量規制基準を定め、立入検査、水質検査等を行い、その遵守を徹底することにより、削減目標量の達成を図る。

特に、新・増設の施設については、既設の施設に比べ、より高度な排水処理技術の導入等が可能であるため、特別の総量規制基準を設定することにより、削減目標量の達成を図る。

なお、総量規制基準に係る Cc 等の値は、環境大臣が定めた化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（平成 18 年環境省告示第 134 号）、窒素含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（平成 18 年環境省告示第 135 号）及びりん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（平成 18 年環境省告示第 136 号）により設定することとし、一部の業種については、製造工程等により区分し、業種等の実態を考慮して適切に設定することとし、引き続き現行の総量規制基準を適用する。

イ 総量規制基準が適用されない事業場等に対する対策

特定事業場のうち、総量規制基準が適用されない工場・事業場については、汚水等の処理の方法等に関し、報告の徴収及び立入検査を実施し、福岡県小規模事業場排水水質改善指導要領、北九州市小規模事業場排水水質改善指導要領等に基づき必要な指導等を行うことにより削減目標量の達成を図る。

また、その他の事業場等については、適宜必要な調査を実施することにより排出水の特性等実態の把握に努めるとともに、必要に応じ指導、助言等を行う。

(3) その他の発生源に係る対策

その他の発生源である農地、畜産及び養殖漁場については、それぞれ次の施策を推進し、削減目標量の達成を図る。

ア 農地からの負荷削減対策

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成 11 年法律第 110 号）、環境と調和のとれた農業生産活動規範（平成 17 年農林水産省）、有機農業の推進に関する法律（平成 18 年法律第 112 号）、持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針（平成 18 年 11 月福岡県）等に基づき、農業環境規範の普及、エコファーマーの認定、ふくおかエコ農産物認証制度、施肥量の適正化、有機質肥料の利用による化学肥料の低減等により、環境負荷の軽減等に配慮した環境保全型農業を一層推進し、肥料施用量の低減を図る。

イ 畜産排水対策

畜産排水については、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成 11 年法律第 112 号）、家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画（平成 21 年 3 月福岡県）等に基づき、家畜排せつ物処理施設の整備、指導体制の整備等により、家畜排せつ物の適正な処理を推進する。

また、耕畜連携の強化による良質堆肥の安定供給を推進する。

ウ 養殖漁場の改善

養殖漁場の環境改善を図るため、持続的養殖生産確保法（平成 11 年法律第 51 号）等に基づき、給餌量の低減、汚濁負荷の少ない飼餌料の使用の促進等により、養殖漁場の環境管理の適正化を推進するとともに、漁場内の水質及び底質の改善を図るため、地域の実情に応じて適切な措置を講ずる。

3 その他削減目標量の達成及び水環境の改善に関し必要な事項

(1) 人工海浜、干潟・藻場の造成・保全

響灘・周防灘（豊前海）に残された干潟・藻場を保全するとともに、豊前海において、生態系に配慮しつつ、砂浜、干潟・藻場の造成等を盛り込んだ事業を推進する。

また、護岸整備等を行う際は、生物共生型護岸等の環境配慮型構造物の採用に努める。

(2) 水質改善に資する養殖等の取組の推進

水質改善に資する取組として、海域中の自然にある栄養塩類や餌を利用して行う藻類養殖、アサリの移植等を推進するとともに、漁業について、漁獲量の管理、資源回復計画、魚介類の生育に適した住み場や餌場の造成などにより、漁場生産力の向上や水産資源の増大を図り、水産生物の安定的な漁獲を推進する。

(3) 河川及び海域の環境整備

河川及び海域の環境を改善するため、必要に応じ、次の事業を推進する。

ア 河川及び沿岸部の汚泥のしゅんせつ

イ 河川の流量確保

ウ 沖合漁場の覆砂

エ その他河川、沿岸等の環境の保全に関する事業

(4) 里海づくりの推進

人の手を適切に加えることにより生物多様性及び生物生産性が高まった里海をめざし、里海概念や重要性について啓発を図る。

(5) 監視体制の整備

公共用水域の水質汚濁の状況及び瀬戸内海水域へ流入する汚濁負荷量の状況を正確に把握し、有効かつ適切な対策を講ずるため、関係機関の相互協力のもと、河川等公共用水域の水質監視、工場・事業場に対する立入検査等の実施による総量規制基準の遵守状況の監視及びその他の発生源に対する指導等、効果的な監視体制の充実を図る。

(6) 教育、啓発等

水質総量削減の目標を達成するためには、関係市町村、事業者及び県民の理解と協力が必要である。このため、水質総量削減の趣旨及び内容について、自治体の広報紙等により、正しい理解を求め、協力体制の強化を図る。

事業者に対しては、各種の講習会等を通じ、本計画の趣旨及び内容の周知徹底に努め、総量規制基準の遵守及び削減目標量の達成のための努力と協力を要請する。

県民に対しては、家庭でできる浄化対策の実践及び一般ごみの不法投棄の防止等に努めるよう広く啓発等を行う。

児童、生徒に対しては、学校教育等の中で水質保全に対する正しい知識が得られるよう、水質保全意識の普及及び啓発に努める。

(7) 調査研究の推進

本計画の目標を達成するため、国において進められているきれいで豊かな海の確保に関する検討に参画し、地域の漁場環境に適した水質管理方策等について連携して検討を進めていくとともに、水環境における汚濁機構の究明と保全施策の効果に関する研究並びに必要な排水処理技術の調査研究及び普及に努める。

(8) 中小企業の助成措置等

中小企業等が行う水質汚濁防止のための施設等の整備については、融資制度の周知に努める。

(9) 計画推進のための関係機関との連絡調整

国、県、関係市町村等と緊密な連携を保ち、計画した諸施策の実施状況等について情報、意見の交換等を行い、もって本計画の円滑な推進を図るものとする。